

学校で予防すべき感染症の種類及び出席停止期間の基準に関する資料

	対 象 疾 病	出 席 停 止 の 期 間 の 基 準
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 鳥インフルエンザ（H5N1 型） 鳥インフルエンザ（H7N9 型）	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ(H5N1 型を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により、学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

* 重症急性呼吸器症候群については、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る

* 2 鳥インフルエンザについては、病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであつてその血清型が H5N1 及び H7N9 であるものに限る

H25.5.6 施行